

議第4号

高山市職員定数条例の一部を改正する条例について

高山市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年2月29日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

農業委員会等に関する法律の改正に伴い改正しようとする。

高山市職員定数条例の一部を改正する条例

高山市職員定数条例（昭和37年高山市条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条及び第31条第3項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第9項、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）<u>第20条第2項</u>並びに消防組織法（昭和22年法律第226号）第11条第2項の規定に基づき、議会、市長、公営企業、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関、公平委員会、農業委員会並びに消防機関に勤務する一般職の職員（臨時若しくは非常勤の職員又は休職者を除く。以下同じ。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条及び第31条第3項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第9項、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）<u>第26条第2項</u>並びに消防組織法（昭和22年法律第226号）第11条第2項の規定に基づき、議会、市長、公営企業、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関、公平委員会、農業委員会並びに消防機関に勤務する一般職の職員（臨時若しくは非常勤の職員又は休職者を除く。以下同じ。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。